「鴻巣市週休２日工事実施要領」に関するＱ＆Ａ集

（令和９年１月１日版・Ver.090101-00）

（1）「鴻巣市週休2日工事実施要領」について

Q（1）－1．なぜ建設業において、週休2日工事を導入しなければならないのですか？

A（1）－1：

建設業は、地域の社会基盤の整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、良質なインフラの整備を通じて、市民生活全般に貢献する重要な役割を担っております。 一方で他の産業と比較して労働時間が約2割ほど長く、技術者の約4割が4週4休以下で就業しているなど、休日が少ないことが課題となっています。

また3K（「キツイ」・「汚い」・「危険」）といったマイナスイメージが完全に払拭されず、若年就業者が減少している中で、近い将来、就業者の高齢化に伴う大量離職が見込まれており、中・長期的な担い手の確保や次世代への技術継承等が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害の応急対応や老朽化したインフラのメンテナンスをはじめ、最前線で地域社会の安心・安全の確保を担う守り手として、重要な産業であると再認識されています。

このことから、建設業をより魅力ある産業とするため、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、働きやすい職場環境の整備が必要とされており、将来にわたって安心・安全を担う社会基盤の守り手が持続可能な産業として存続し続けるために、改正労働基準法が施行されたことに伴い、働き方改革の一環として週休2日工事の取組みを推進するものです。

Q（1）－2．対象工事を受注し、週休2日を実施するにあたって、工事成績評定における評価はあるのでしょうか？

A（1）－2：

週休2日の達成にあたり、工事成績評定での加点は行いません。 なお、「通期の週休2日が達成できなかった場合」や「提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていない」など、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われなかったものとしての評価となります。

Q（1）－3．週休2日工事はどのような工事を対象としますか？また適用除外となることがある工事とは、どのような工事ですか？

A（1）－3：

週休2日工事は、原則として、全ての土木工事及び営繕工事を対象とします。ただし、次に掲げる工事については、対象外とします。

（1）緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）

（2）対象期間が1週間未満の工事

（3）その他発注者が週休2日工事の実施が困難であると判断した工事

Q（1）－4．週休2日以上の休日を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうにありません。工期延期はしてもらえますか？

A（1）－4：

本市発注工事は、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間等に加え、週休2日の実施に係る事務処理期間を上乗せして算定しているため、週休2日の確保を理由とした工期延期は認められません。

なお、受注者の責によらない状況が生じた場合については、「鴻巣市建設工事設計変更ガイドライン」に基づき、受発注者が協議のうえ適切な工期の延長を行うことは可能です。

Q（1）－5．週休2日工事における用語の定義を教えてください。

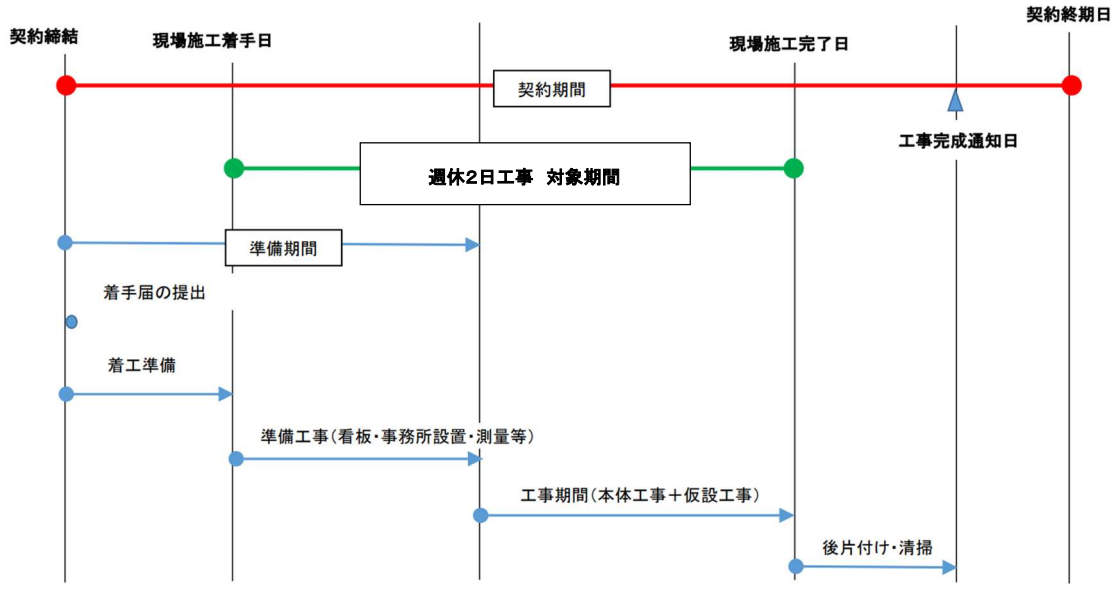
A（1）－5：

用語の定義等は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日工事	完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む。）をいう。
完全週休2日	週休2日工事（現場閉所型）にあっては、対象期間において、原則として全ての週（月曜日から日曜日までの7日間をいう。）の土曜日及び日曜日で現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいい、週休2日工事（交代制）にあっては、対象期間において、全ての週で対象者の平均休日率（対象者の休日数の割合の合計を対象者数で除して得た割合をいう。以下同じ。）が 28.5%（2日／7日）以上を達成したと認められる状態をいう。

月単位の週休2日	週休2日工事（現場閉所型）にあっては、対象期間のうち全ての月で4週8休（28.5%（8日/28日））以上の現場閉所（現場休息）率（対象期間内の現場閉所（現場休息）日の合計日数を対象期間の日数で除して得た割合をいう。）を達成することをいい、週休2日工事（交代制）にあっては対象期間のうち全ての月で平均休日率が4週8休 28.5%（8日/28日）以上を達成することをいう。
通期の週休2日	対象期間において、週休2日工事（現場閉所型）にあっては現場閉所（現場休息）率が、週休2日工事（交代制）にあっては平均休日率が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態
対象期間	現場施工着手日から現場施工完了日までの期間※下図参照（詳細な条件等は要領参照）
現場閉所	対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場及び現場事務所が閉所された状態
現場施工着手日	実際の工事のための準備工事（工事看板設置、現場事務所設置、測量、資機材搬入等）の開始日
現場施工完了日	後片付け・清掃を除いた現場作業が完了した日
準備工事	現場施工着手日から看板、事務所設置、測量、資材搬入等を行う期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事

【概略図】



Q（1）－6．従前の「週休2日制モデル工事」試行要領と比べた場合、新たな「鴻巣市週休2日工事実施要領」への移行に伴って、主な変更点となった部分を教えてください。

A（1）－6：

主な変更点としては、次に掲げる3点です。

（1）従前の週休2日の取得に要する費用の計上は完了とし、補正係数による費用計上を実施しない。

（2）特記仕様書中に記載される「週休2日工事の対応」による取組に移行し、実施内容については発注者から指定せず、同実施要領に沿って受注者の裁量に委ねる。

（3）実績報告は実施内容のみを報告する様式に簡素化し、作業日報等の提示も不要とする。

（2）休日の取得方法について

Q（2）－1．「週休2日工事」の対象工事を、「完全週休2日」の「現場閉所型」で取り組んでいたところ、どうしても土・日に工事を行わなければならない現場状況が生じました。どうしたらいいでしょうか？

A（2）－1：

休日は毎週、暦上の土曜日・日曜日を定常的に取得することが原則となります。なお、受注者の責によらず、土曜日・日曜日に取得することが難しい場合には、受発注者で協議の上、土曜日・日曜日を除いた当該日の前後1週間以内で振替休日を確保するようにして下さい。

Q（2）－2．祝日を現場閉所日とした場合、現場閉所日にカウントしてよいでしょうか？

A（2）－2：

対象期間内であれば、祝日を現場閉所日としてカウントすることを可とします。

Q（2）－3．年末年始、夏季休暇などは対象期間に含めてカウントしますか？

A（2）－3：

年末年始の休暇期間として12月29日から1月3日までの土日を含む6日間、夏季休暇の期間として土日以外の任意の3日間（原則お盆期間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体

を一時中止している期間ほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は対象期間に含めてカウントしません。

Q(2)－4．1年単位の変形労働時間制は、具体的にどのような場合を想定していますか？また具体的にどのような働き方ですか？

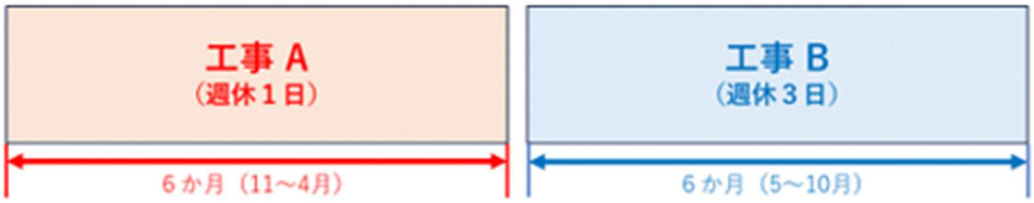
A(2)－4：

熱中症対策等の天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的として、1年単位の変形労働時間制を適用する場合を想定しています。なお、本制度を適用するにあたっては、施工計画書中の法定休日・所定休日の項目に実施内容を明記したうえ、同実施要領に記載されている必要書類等を監督員に提出し、確認を受けてください。

＜具体例1＞　1 年単位の変形労働時間制

11 月～4 月を週休 1 日、5～10 月を週休 3 日とする 1 年単位の変形労働時間制を採用している受注者が工事 A を（工期 11 月～4 月）を施工する場合

⇒工事 A の対象期間内は週休1日となるが、1 年単位で週休 2 日が確保されているので、工事 A を週休 2 日に類似する取組とみなす。

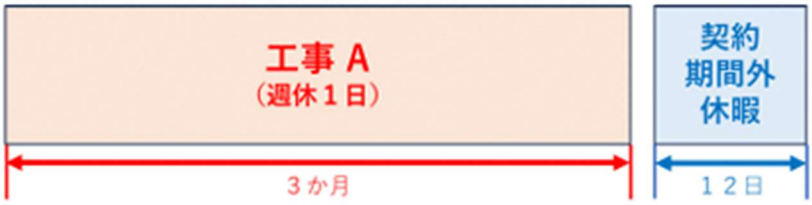


＜具体例 2＞　契約期間外での休暇取得

工事 A：週休1日×3か月＝12日の休日を取得

契約期間外休暇：契約期間に引き続き12日間の連続休暇を取得

⇒工事 A および契約期間外休暇の休日数を合計すると、工事 A で必要となる24日間（4週8休）の休日確保ができている状態と言える。



Q（2）－5．予定外の天候の影響により、午後から休日としてカウントしたいのですが可能ですか？

A（2）－5：

天候の影響や地元の緊急工事等による予定外の現場閉所（1日を通しての閉所）については、現場閉所日としてカウントできますが、午前あるいは午後のみ（半日＝0．5日）というカウントはできません。

Q（2）－6．平日に悪天候で現場閉所し、現場代理人や監理技術者等が会社で事務を行った場合は現場閉所日としてカウントできますか？

A（2）－6：

「現場閉所日」は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するため、「現場閉所日」としてカウントすることはできません。

Q（2）－7．夜間や休日などに交通開放せず、交通誘導員を配置した場合は現場閉所とみなしてよいですか？

A（2）－7：

現場作業が伴わない場合（巡回パトロールや保守点検等、現場管理において必要となる作業のみを行う場合も含む）は、現場閉所とみなします。

Q（2）－8．休日確保の対象者はどこまでですか？

A（2）－8：

施工体制上の元請け・下請けの全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象と対象にしています。建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人（測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等）については対象外となります。

以上